

※奈良県の町村部(十津川村以外)にお住まいの方へ

住居確保給付金のご案内

離職等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方々について、**家賃相当額を支給**します。

令和3年1月より支給要件が変更になりました。

離職・廃業の方

- ・ 申請時のハローワークへの求職申込
- ・ 常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ・ 月に1回以上のサポートセンターとの面談(メールや電話等による報告も可)
- ・ 月に2回以上のハローワークにおける職業相談
- ・ 週に1回以上の企業等への応募、面接の実施

休業(減収)の方

- ・ 月に1回以上のサポートセンターとの面談(メールや電話等による報告も可)
- ・ 延長、再延長時にサポートセンターと面談を行い、今後の活動方針について検討

※何れの状況の方についても、生活再建への支援プランに沿った活動が必要です。

対象者

- ・ 離職・廃業から2年以内の方
- ・ 休業等により、収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方(令和2年4月20日～対象が拡大されました)

要件

- ・ 申請月の世帯全員の収入の合計額が下記の金額以下であること
【1人世帯】78,000円+家賃額(上限33,000円)=111,000円
【2人世帯】115,000円+家賃額(上限40,000円)=155,000円
【3人世帯】140,000円+家賃額(上限43,000円)=183,000円
【4人世帯】175,000円+家賃額(上限43,000円)=218,000円
- ・ 申請日の世帯全員の金融資産が下記の金額以下であること
【1人世帯】468,000円 【2人世帯】690,000円
【3人世帯】840,000円 【4人世帯】1,000,000円

※再々延長の場合は、上記金融資産額は1/2になります。

支給額	1人世帯	33,000円	2人世帯	40,000円
	3人世帯	43,000円	4人世帯	43,000円

※上記の金額を上限として、家賃相当分(管理費・共益費等を除く)を原則3か月

最大12か月まで延長することが可能となりました。(令和2年度中に新規申請された方)

※再々延長(10か月～12か月)の際は、**休業中(減収)の方についても求職活動が必要**です。

※世帯員の人数や月の収入額によって、支給額が異なります

※給付金は、家主・不動産業者へ直接振り込みます

【申請・お問い合わせは】

奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター

〒634-0061 橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター1F (月～金 9:00～17:00祝日除く)

☎ 0120-85-1225

※町村部(十津川村除く)以外は、お住まいの地域の自立相談支援機関へお問い合わせください。

<http://www.pref.nara.jp/39628.htm>



よくあるお問い合わせ

Q. 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがあるとは
どういうことですか？

A. 本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少し、経済的に困窮した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしていたが、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった者。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、具体的にはサポートセンターへご相談ください。



Q. 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し住居を失う
おそれがあることの確認方法はどうすればいいのでしょうか？

A. 雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q. フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。
住居確保給付金を受けられますか？

A. 可能です。フリーランスや自営業者の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応もできます。

現在の就業を断念していただくものではありません。